

## 資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 労働関係法 | 職場と労働法 2 活動編 (2) 退職・解雇について②

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

### 職場と労働法 2 活動編 (2) 退職・解雇について②

(2) 任意退職 → 労働者からの意思表示による労働関係の終了のこと。

世界を相手にチャレンジ  
したいので退職します。



(3) 契約期間満了に伴う労働関係の自動終了

→ 定年、有期雇用契約終了、死亡等。

皆さん、ありがとうございました。  
無事定年を無かくることができま



#### 2. 解雇する場合は予告(予告手当)が必要

(1) 30日以上前に解雇予告を → 使用者が労働者を解雇しようとする場合は、少なくとも30日前にその予告が必要です(労基法第20条)。

※予告は期日を特定して行う必要  
があります。(30日後に、という表現はだめ)

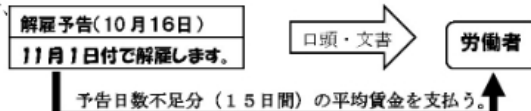
【例】11月1日で解雇の場合(10月31日まで勤務)



(2) 解雇予告手当 → 解雇予告をしない場合は、平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払う必要があります。

解雇予告期間が30日に満たない場合は、その満たない日数分を解雇予告手当として支給すればよい。

上記の例で、



(3) 解雇予告等のいらない労働者(労基法第21条)

- ① 日々雇い入れられる者(1ヶ月を超えれば支払い必要)。
- ② 2ヶ月以内の期間を定めて使用される者(所定の期日を越えて使用された場合必要)。
- ③ 季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者(同上)。
- ④ 試みの試用期間中の者(14日以上雇用は支払い必要)。

教育カリキュラム

日本国憲法

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

**Worker's Library 会員登録**  
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🏠 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.